

インセンティブ契約制度の運用に係るFAQ

【よくある質問】

I 制度全般に関する質問

- 1 どの時点で原価改善提案を行えば良いのでしょうか。
- 2 競争契約案件において原価改善提案が採用された場合、次年度以降は随意契約となるのでしょうか。
- 3 競争契約案件では、5年間分のインセンティブ料（原価改善提案料）を確実に回収できる保証がなく、提案の意欲が湧かないのではないのでしょうか。
- 4 競争契約案件において、将来の原価改善提案料を確定し保証することを認めるということは、コンプライアンスの観点から問題となるのではないのでしょうか。
- 5 本制度と技術変更提案（ECP）との違いは何でしょうか。

II 提案の対象範囲に関する質問

- 1 契約締結後、偶発的に低減が見込まれる原価、例えば材料費の自然減、為替レートの影響等は、本制度の対象になるのでしょうか。
- 2 工数の計算に利用される逓減率（L/C）による低減分は、本制度の対象になるのでしょうか。
- 3 ある工程を機械化することにより、複数の契約において同様な工数低減が図られた場合、当然、工数が下がれば加工費レートは上がるという関係にありますが、このようなケースも本制度の対象になるのでしょうか。
- 4 下請負者の原価改善提案も本制度の対象になるのでしょうか。

III 提案の審査等に関する質問

- 1 過去に技術提案を行った際には、事前説明や根回し等で相当の労力を要したこともあったようですが、新しい制度においても従来と同様な手続が必要になるのでしょうか。
- 2 実際に原価改善提案を行う場合には、膨大な資料を要求されるのでしょうか。
- 3 原価改善提案書の審査はどの程度実施するのでしょうか。

IV 原価改善提案料等に関する質問

- 1 官民双方で合意した低減額に増減が生じる場合、変更契約をしなければならないのでしょうか。
- 2 原価改善提案料の計算において、契約年度ごとに変動するGC、I、P、加工

費率の影響をどのように取り扱うのでしょうか。

- 3 原価改善提案の実現に際し必要となる設備投資、治工具等の費用は必要経費として認めてもらえるのでしょうか。
- 4 原価改善提案の実現に伴い発生する確認試験等の必要経費の回収は、次年度以降に繰り越すことができるのでしょうか。

V その他の質問

- 1 原価改善提案に係るすべての契約の完了後に、当該すべての契約の原価の報告が必要とのことですが、原価改善提案に関する原価は、既に確定しているものとみなして取り扱うとのことであれば、当該原価の実績報告は必要がないのではないのでしょうか。
- 2 提案時期が履行期限完了の間際の場合、当該契約には適用できなくなることが予想されますが、爾後の新規契約から適用することはできるのでしょうか。
- 3 原価改善活動の内容は、事前に100%網羅する必要があるのでしょうか。また、追加の活動又は活動の削減等変化要因が生じた場合には、どのような措置を講じるのでしょうか。
- 4 提案が採用された場合に、提案事業者に対して最終的な低減額の計算内訳書を開示してもらえるのでしょうか。
- 5 原価改善提案が採用されると変更契約を行うとのことですが、次回以降の契約はどのように取り扱うのでしょうか。
- 6 原価改善提案をした後に確認試験を実施した結果、提案内容を実現できないことが判明した場合、提案の取り下げは可能でしょうか。また、確認試験に要した経費は誰が負担するのでしょうか。

インセンティブ契約制度の運用に係るFAQ

I 制度全般に関する内容

Q 1 どの時点で原価改善提案を行えば良いのでしょうか。

A 1 提案事業者は、契約締結日以降、当該契約の履行期限が到来するまでの期間に、契約担当官等に原価改善提案書を提出することになります。

Q 2 競争契約案件において原価改善提案が採用された場合、次年度以降は随意契約となるのでしょうか。

A 2 本制度は、提案事業者が次年度以降契約を締結した場合、一定期間（提案採用から最長で5年間）低減額の半分相当額を考慮するという契約価格に対するインセンティブ契約制度であり、契約獲得のインセンティブ契約制度とは異なります。また、会計法令の趣旨に照らせば、一般競争契約が原則であり、複数者による競争性のある契約を随意契約にすることは許されるものではありません。

したがって、原価改善提案の採用を根拠に、次回以降、随意契約となることはありません。

Q 3 競争契約案件では、5年間分のインセンティブ料（原価改善提案料）を確実に回収できる保証がなく、提案の意欲が湧かないのではないのでしょうか。

A 3 競争契約案件で原価改善提案が採用された場合には、次年度以降の予定価格は低減する額に比例して安価となるため、提案事業者の価格競争力は従前以上に増すと考えられます。原価改善提案の提出の判断としては、将来にわたり契約の獲得の可能性が高いもの、他社との競争に負けない自信があるもの、単年度でも提案のメリットが十分得られるもの、などを選択する方法が考えられます。

Q 4 競争契約案件において、将来の原価改善提案料を確定し保証することを認めるということは、コンプライアンスの観点から問題となるのではないのでしょうか。

A 4 原価改善提案料の算定は、総低減額の見込額をもって算定することとなっており、将来にわたる契約締結を確約するものではなく、コンプライアンス上の問題が生じることはありません。

Q 5 本制度と技術変更提案（ECP）との違いは何でしょうか。

A 5 本制度の適用は、あらかじめ計画された原価改善活動全般に基づくことが提案の要件になっていますが、技術変更提案は、仕様書上の要求に基づき、装備品等

に部分的改良を加えることが技術的に妥当と判断される場合に適用することにして
います。

なお、技術変更提案が計画的な活動によるもので、かつ、原価の低減を伴うも
のであれば、並行して原価改善提案を行うこともできると考えます。

II 提案の対象範囲に関する内容

Q 1 契約締結後、偶発的に低減が見込まれる原価、例えば材料費の自然減、為替レ
ートの影響等は、本制度の対象になるのでしょうか。

A 1 本制度の対象は、あらかじめ計画された原価改善活動に基づき、低減が見込ま
れる原価のみを対象としているため、当該活動に基づかない偶発的な原価低減は
対象となりません。

Q 2 工数の計算に利用される逓減率（L/C）による低減分は、本制度の対象にな
るのでしょうか。

A 2 原価改善提案料は、技術又は製造ノウハウのより一層の活用若しくは生産管理
体制の改善その他の方法により調達価格の更なる低減が見込まれる活動に対して
支払われるべきものであるため、L/Cによる工数逓減のように特段の新たな活
動を行うことなく、定常的に低減する原価については対象と考えていません。な
お、契約価格に既に反映されている低減部分についても、原価改善提案の対象と
ならないと考えております。

Q 3 ある工程を機械化することにより、複数の契約において同様な工数低減が図ら
れた場合、当然、工数が下がれば加工費レートは上がるという関係にありますが、
このようなケースも本制度の対象になるのでしょうか。

A 3 工数と加工費レートの積（加工費全体）が下がれば、その下がる分は本制度の
対象になります。ただし、加工費レートに関連する原価低減の場合、同一経費率
算定事業場の他の加工費率の変動等総合的な判断が必要な場合もあると考えてお
ります。

Q 4 下請負者の原価改善提案も本制度の対象になるのでしょうか。

A 4 下請負者の原価改善提案も本制度の対象であり、契約相手方を經由のうえ原価
改善提案書を提出してもらうこととなります。

Ⅲ 提案の審査等に関する内容

Q 1 過去に技術提案を行った際には、事前説明や根回し等で相当の労力を要したこともあったようですが、新しい制度においても従来と同様な手続が必要になるのでしょうか。

A 1 今までの制度は、必ずしも効率的とはいえない手続であったと承知しています。新制度では、官側窓口の一本化、全関係者を参集した説明会の実施など、提案事業者の負担軽減を図ることにしています。

Q 2 実際に原価改善提案を行う場合には、膨大な資料を要求されるのでしょうか。

A 2 資料は、特約条項で規定する資料のほか、必要に応じ、補足資料として提案内容の説明資料等を提出していただくことは考えられますが、必要以上に詳細かつ膨大な資料の提出を求めることはありません。

Q 3 原価改善提案書の審査はどの程度実施するのでしょうか。

A 3 基本的には、提案内容の妥当性、低減額の実現可能性、必要経費の範囲等について審査を行い、原価改善提案書の受理から30日以内に採否の決定通知を行うことにしています。また、提案事業者の負担軽減に配慮し、関係部署に何度も説明に出向くことなく、一元的に説明が行えるよう部内の規則で定めています。

Ⅳ 原価改善提案料等に関する内容

Q 1 官民双方で合意した低減額に増減が生じる場合、変更契約をしなければならないのでしょうか。

A 1 原価改善提案の対象となる原価については、既に確定しているものとみなして取り扱うことにしていますので、仮に、低減額に増減が認められる場合であっても、確定部分に対する官民双方のリスクと考え変更契約は行いません。

Q 2 原価改善提案料の計算において、契約年度ごとに変動するG C. I. P、加工費率の影響をどのように取り扱うのでしょうか。

A 2 原価改善提案料の計算における低減額については、当該提案により低減される原価を部分確定とすることを前提にG C. I. P、加工費率の変動の影響は考慮しないことにしています。

Q 3 原価改善提案の実現に際し必要となる設備投資、治工具等の費用は必要経費と

して認めてもらえるのでしょうか。

A 3 設備、治工具等の費用で一定の要件を満たすものについては、直接経費と同様の取扱いにより必要経費として認められますが、汎用のものは経費率の算定において考慮することになります。

Q 4 原価改善提案の実現に伴い発生する確認試験等の必要経費の回収は、次年度以降に繰り越すことができるのでしょうか。

A 4 新制度では、原価改善提案料を計上する最初の年度の契約においてのみ、低減額の範囲内で必要経費を認めることになります。したがって、次年度以降に必要経費を繰り越して計上することはできません。

V その他の内容

Q 1 原価改善提案に係るすべての契約の完了後に、当該すべての契約の原価の報告が必要とのことですが、原価改善提案に関する原価は、既に確定しているものとみなして取り扱うとのことであれば、当該原価の実績報告は必要がないのではないのでしょうか。

A 1 原価改善提案料を計上する期間（5年間）を経過した後の予定価格の算定等において、実際原価を把握することが必要と考えています。しかし、それを証明する詳細な帳票等の提出を求めることは考えていません。

Q 2 提案時期が履行期限完了の間際の場合、当該契約には適用できなくなることが予想されますが、爾後の新規契約から適用することはできるのでしょうか。

A 2 提案の採否の決定は、あくまでも当該契約を対象に判断しますが、適用は次回以降の契約からでも可能です。

Q 3 原価改善活動の内容は、事前に100%網羅する必要があるのでしょうか。また、追加の活動又は活動の削減等変化要因が生じた場合には、どのような措置を講じるのでしょうか。

A 3 原価改善提案において、活動内容の範囲は100%網羅する必要がありますが、活動の深さについては問わないことにしています。仮に、活動内容の範囲に変更が生じた場合には、所要の変更の措置を講じることになります。

Q 4 提案が採用された場合に、提案事業者に対して最終的な低減額の計算内訳書を開示してもらえるのでしょうか。

A 4 計算内訳書そのものは予定価格の類推につながりますので開示できませんが、低減額の総額や原価改善提案料については、甲乙間で協議のうえ決定することになります。

Q 5 原価改善提案が採用されると変更契約を行うとのことですが、次回以降の契約はどのように取り扱うのでしょうか。

A 5 次回以降の契約では、提案の対象となった契約で合意した原価改善提案料を含めて計算価格を積算し、提案事業者が落札すれば、契約金額に当該原価改善提案料が含まれるという仕組みになります。なお、契約金額に含まれる原価改善提案料については、甲乙間で確認書等を取り交わすことにしております。

Q 6 原価改善提案をした後に確認試験を実施した結果、提案内容を実現できないことが判明した場合、提案の取り下げは可能でしょうか。また、確認試験に要した経費は誰が負担するのでしょうか。

A 6 特約条項第2条第9項に規定しているとおり、提案事業者は採用された原価改善提案の取り下げを申し出ることができます。ただし、変更契約を締結した後の申し出の場合は、契約金額を変更前の金額に戻すことはできませんので、確認試験に不安が残るようであれば、変更契約は、確認試験後に行うことも可能です。

なお、変更契約を行わなかった場合、確認試験に要した経費は提案事業者の負担となります。